

### 第3回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会

平成20年8月19日（火）

**【事務局】** 委員の皆さん方には大変残暑厳しい中、またお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまからご案内いたしました第3回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会を開催いたしたいと思えます。

本日の日程でございますけれども、お手元の会議次第のとおり、報告事項1件と本日追加の1件の合わせて2件でございます。それから、協議事項のうち、継続事項として前回提案させていただきました案件9件、今日新たに提案させていただきます新規事項が10件となっておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

また、本日は堀江委員が所用のためご欠席でございますので、委員総数58名中、本日57名の方がご出席されております。協議会規約第6条第3項の規定により、委員総数の半数を超えておりますので、本日の会議が成立したことをまずもってご報告申し上げたいと思えます。

それでは、協議会規約第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることとなっております。川島会長のほう、よろしくお願ひいたします。

**【川島議長】** それでは、会議規約により議長を務めます。議事が活発かつ円滑に進行できますようご協力をお願ひいたします。座らせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程の第8条第2項の規定に基づき、本日の会議の会議録に署名する委員を指名いたします。住民代表の方にお願ひしたいと思えます。木之本町の伊香忠雄様と余呉町の佐藤登士彦様にお願ひしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項といたしまして、報告第14号、協議会委員の変更について、事務局から報告をお願ひいたします。

**【事務局】** それでは本日の会議資料のほうでございます。報告第14号ということで1ページのほうをご覧いただきたいと思えます。

まず、協議会委員の変更についてということでございまして、下記のとおり報告することとございまして。これは8月8日、長浜市議会におきまして議会の役員の変更を行なわれまして、それに伴いまして長浜市議会のほうから協議会あてに報告があったものでございまして。長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会規約第4条第1項第3号に規定する委員のうち、長浜市選出の林多恵子氏、溝口治夫氏を茂森伍朗氏、北川薫氏それぞれ変更し、同条第4号に規定する委員のうち長浜市選出の福嶋一夫氏を押谷友之氏に変更するというものでございまして。新しい名簿につきましては2ページのほうにつけさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**【川島議長】** ただいまの報告事項についてご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**【川島議長】** よろしゅうございまして。

それでは、追加の報告事項といたしまして、本日皆様に配付しております報告第15号、

議会の議員の定数及び任期の取扱いの経過報告について、事務局からお願いいたします。

【事務局】 それでは、今日、机のほうに追加ということで配付させていただきました報告第15号でございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（経過報告）というものでございます。

2ページのほうをご覧くださいますと、去る13日付で協議会会長あてで1市6町の議長様から報告がございました。議会議員の定数及び任期の取扱いについて（経過報告）ということでございます。

ちょっと読まさせていただきますと、「協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、現在、1市6町の議会において協議中ではありますが、下記の理由により8月19日開催の――つまり今日でございますが――第3回任意合併協議会には、調整案が提案できませんのでその旨報告いたします」ということでございます。

その理由でございますが、次の欄でございます。「議会の定数及び任期については、本日、合併の期日案（平成22年1月1日）の資料が配付されました。このことが増員選挙の有無などと大きく関係し、また、それに伴い現長浜市議会議員の任期満了後、最初に告示される一般選挙の議員定数や選挙区制の採用の有無などの協議が、現時点では決定するに至っていないため」という理由で報告をいただいたものでございます。このように報告があったということで報告を申しあげるところでございます。

以上でございます。

【川島議長】 ただいまの報告事項につきましてご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

【川島議長】 よろしゅうございますか。

それでは、ないようですので、次に議事に入りたいと思います。前回提案いたしました9つの案件につきまして協議をいたします。

まず、協議第13号の地方税の取扱いについて協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、前回の第2回の会議資料のほうをご覧くださいと思います。ページを申し上げますと1ページでございます。協議の13号ということで、地方税の取り扱いについてというものでございます。下の括弧書きのほうでございますけども、1つ目といたしまして、個人市民税について税率は均等割、所得割とも地方税法に基づく標準税率とする。納期については合併期日の属する年度は現行のとおりとし、その翌年度からは次のとおり長浜市の納期に統一するというものでございます。第1期といたしまして6月1日から同月の末日まで、第2期といたしまして9月1日から同月の末日まで、第3期といたしまして11月1日から同月末日まで、第4期といたしまして1月1日から同月の末日まで、こうなっております。

2点目でございます。法人市民税について均等割の税率は地方税法に基づく標準税率とし、法人税割の税率は100分の14.7とする。ただし資本金等の額が1億円以下の法人もしくは資本金の額もしくは出資金の額を有しない法人（保険業法（平成7年法律第107号））に規定する相互会社を除く）または法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理者の定めのあるものであってかつ法人税額が年1,000万円以下のものについては均一課税を適用し税率を100分の13.9とするというものでございます。いわゆる中小

法人についての均一課税を適用するというものでございます。

2 ページのほうでございますが、3 点目でございます。固定資産税について税率は100分の1.4とする。納期については合併期日の属する年度は現行のとおりとし、その翌年度からは次のとおり長浜市の納期に統一するというものでございます。第1期といたしまして5月1日から同月の末日まで、第2期といたしまして7月1日から同月末日まで、第3期といたしまして10月1日から同月の末日まで、第4期といたしまして12月1日から同月末日までとなっております。

4 点目、都市計画税について合併時に長浜市の制度に統一する。ただし虎姫町の市街化区域内に存する土地及び家屋については市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により合併期日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税免除とするというものでございます。

5 点目でございます。軽自動車税について税率は地方税法に基づく標準税率とする。納期については合併期日の属する年度は現行のとおりとし、その翌年度からは次のとおり長浜市の納期に統一するというもので、全期ということで5月1日から同月の末日までとなっております。

6 点目でございますが、たばこ税の税率については地方税法に基づく標準税率とする。

7 点目、入湯税の税率については合併時に長浜市の制度に統一するというものでございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第13号につきましてご意見、ご質問はございませんか。

【押谷委員】 長浜の合併特別委員会、押谷でございます。よろしくお願ひいたします。

ちょっとお尋ねしますが、市町税の収入状況を見ますと、木之本町における収納率が他市町に比べて低いわけでありましたが、収納率の向上に向けた展望について何らかお考えをお持ちでしたらお聞かせ願ひたいと思います。

【岩根委員】 木之本町長の岩根でございます。ただいまのご質問で税の収納率が悪いということではありますが、この問題につきましては本町にとりましても大変頭を痛めているところでございますが、本年4月1日より収納推進室というものを新たに設けまして、収納また税以外の料金等につきまして向上するというので取り組んでおります。特別な料金の収納チームをつくって現在全庁で取り組んでおりますのでお願ひします。それなりの成果を期待するところであります。どうぞよろしくお願ひします。

【押谷委員】 よくわかりますが、これまでの収納率が低下してきた大きな原因につきましてどのようにお考えでしょうか。

【岩根委員】 いろんな事情がある中での結果かと思いますが、私もこの仕事に取り組みまして4年と少したちました。経過の中でこの分につきましては厳正公平ということで公平公正という中でいろんな面で見直しを図りながら就任して2年目ぐらいから過去におけるいろんな前例というものがあり、そういったものを排除することが収納推進につながるということで取り組んでまいりました。最初は副町長を先頭といたしまして収納に対するいろんな協議等々をしながら進めてまいりました。先ほど申しましたように、4月からは積極的にそういったものを推進すると。また、あわせまして法令遵守を推進する条例というものも新たに設けまして、税または公共料金につきましても法律とか規則とかそうい

ったものをしっかり守りながら、職員が一丸となって取り組むという決意で臨んでおります。その辺どうかご理解いただきたいと思います。

以上です。

【押谷委員】 十分理解させていただきたいと思いますが、いろいろの事情ということですが、そのいろんな事情の1つ、2つでもちょっとお聞かせいただかないと、いろいろな事情だけではちょっと納得いきませんので。1つ、2つで結構でございますのでご紹介いただけませんか。

【川島議長】 ちょっと休憩します。

(休憩)

【川島議長】 それでは再開します。

【岩根委員】 十分なお説明になるかもわかりませんが、過去住民に対して納税意識というのに対して十分な啓蒙が図れていなかったということが原因であるという思いであります。私自身にとりましては過去のことを云々というよりもこれからの木之本町の税の収納というものを就任以来取り組んでまいりまして、その結果として収納推進室を設けて、そして少しでも回収率を高めていきたいという思いで全庁一丸となって取り組んでいるところでご理解をいただきたいと思います。

【押谷委員】 よく理解はいたします。いたしますが、今お答えいただいた中が先ほどの回答の中に法令遵守の条例化もしてきたというお話がございましたので、今まで収納率を上げてこられなかった理由の背景にコンプライアンスに関することを条例化していかなければならない状況があったと理解したいんですが、それで結構でしょうか。

【岩根委員】 税、料金、いずれにしましても公平公正の観点から法令を遵守することが大事な姿勢であるということで、今、押谷委員さんがおっしゃったように理解をさせていただいてよろしいかと思えます。

以上です。

【押谷委員】 わかりました。

【川島議長】 それでは、ほかに協議13号につきましてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 よろしゅうございますか。

それでは、ないようですので、お諮りいたします。協議第13号は原案のとおり承認するとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それではご異議なしとして、協議13号、地方税の取扱いにつきましては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議第14号、一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の18ページのほうでございます。協議の第14号、一般職の職員の身分の取扱いについてということでございます。

1つ目といたしまして、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の一般職の職員については、市町村の合併の特例等に関する法律第12条によりまして、すべ

て長浜市の一般職の職員として引き継ぐ。

2点目、職員数については合併時、長浜市の定員適性化計画を見直すものとし、定員管理のより一層の適性化を図るというものでございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第14号についてご質問、ご意見ございますか。

ご意見、ご質問よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、お諮りいたします。協議第14号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。異議なしとして、協議第14号、一般職の職員の身分の取扱いについては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議第15号、特別職の職員の身分の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、引き続きまして、23ページのほうでございます。協議第15号、特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

1点目、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併の日の前日をもって失職する。2点目、非常勤の特別職のうち設置の必要があるものについては合併時まで調整を行うものとする。3点目、議会の議員、農業委員会の委員、消防団員については別に協議して定めるというものでございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第15号、特別職の身分の取扱いについてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【武田委員】 木之本町の武田でございます。各種行政委員会委員の中の教育委員についてお尋ねしたいと思います。各町におきましてはそれぞれの学校の特色ある学校づくりというものを大変重要に進めていっております。木之本町におきましては道德教育の中に茶道を入れるなど、それぞれの町でそれぞれ独自のものがあると思います。先の市の協議項目の中で合併が1月1日ということになりますと、現場での混乱というのも大変危惧されるところでございます。我々大人の社会の中での混乱は少々ではこれはまた合併という中で協力していかなければならないものと思っておりますけれども、子どもの社会にまでそのことが及ぶことを大変危惧しております。教育委員の増減でありますとか、また教育長の処遇でありますとか、大変重要な問題が1月から3月の間では多々あると思いますので、当分の間教育委員の増減なり、またそれにかわるものの設置をお願いしたいと思っております。この中に調整の中に必要なものについては合併時まで調整を行うという項目があるわけですが、この辺で調整がお願いできるのかをお尋ねしたいと思います。

【事務局】 議会議員でありますとか農業委員会の委員さんにつきましては、新合併特例法の中で在任の特例措置などが設けられているということでまた、後ほどご協議いただくわけですが、今ご指摘ありました教育委員さんでありますとか監査委員さんにつきましては、そういった特別職につきましては特例の措置が法律の中では設けられ

ていないということになっております。したがって、今般提案させていただきましたのは、合併の前日、6町のそういった特別職の委員さんにつきましてはすべて失職されるということでございまして、そういった内容を持つということで提案を行わせていただいたところでございます。

今おっしゃっていただきました教育委員の定数という問題につきましては、先の教育関連3法案の改正ということで今年4月から教育委員の数の弾力化が行われています。従前5名ということだったと思えますけれども、今般の改正におきまして市にありましては6人以上の委員もカウントされたところでございます。ただ、現在の長浜市では県内の市と同様に5人という形で設置しておるということで、それにつきましても市長が議会の同意を得まして任命を行っているということになってございます。

今般、協議15号につきましては、あくまで特別職の身分の取扱いといったところを提案していくところでございます。今お尋ねの定数のお話につきましては、今のところ合併協議の中で議論していないのが実態でございます。仮に5人であっても1つの見解としましても十分に一方で地域の教育への参加を図る中で十分に機能するのではないかなと考えておりますので、現段階で定数そのものを見直すことにつきましては、今の段階では議論できないといえますか、具体的にはそういうのが現実ではないかなと考えております。

ただ、ほかにも特別職といえますと教育委員以外に多くの特別職がおられます。先ほどお話がございましたように、地域が広がるとかそれぞれの地域の特徴があるということで、そういったことからそれぞれの委員を増員するということになってしまいますと、またそれなりに問題があるんじゃないかなということもございますし、一方で県内のいろんな市がございますけれども、そこで設置されておられます委員の数なりも考慮して考えていく必要があるだろうということも考えておりますので、現段階としてはお答えができないということになるかと思えますけれども、合併後の長浜市においてそのあたりも含めて検討すべきことじゃないかなと考えております。

**【武田委員】** おっしゃっていることはよくわかるんですけども、それぞれ年度途中での合併ということが現実からされることになりましたので、その中で3月までの期間、またそういう引き継ぐ当分の間ということを私は申し上げておるのでありまして、長い間これをずっとするというのは市という中で大変難しいものがあるというふうには感じておるんですが、それぞれやはり子どもの世界にまでこのことが及んでいくということを大変危惧しておりまして、できるだけ子どもたちがスムーズに一体化された長浜市の中で勉強また運動に励めるような体制づくりができるべきであると思っております。それで、今ここで協議がされないということになりますと、我々も一旦保留という形をとらせていただきながら、再度検討を加えていただきたいと思っております。

以上です。

**【事務局】** 先ほどもご説明させていただきましたように、新市の教育の現状をどのように運営していくかという意味で教育委員会の委員さんの、法律が変わりまして大変重くなっていることは認識いたしております。そういう意味で、私どもは今まで定数を増やすということでの事務的なお話もしておりませんし、ここで6人がいいのか7人がいいのかということもなかなか議論できる場でもないかと思っております。今回の定数につきましては特別職の身分の取扱いでございますので、今ご提案の定数につきましては一度我々として

も教育部局と協議をさせていただいて、今当面1月1日からの混乱期の、果たしてほんとうにそれを増やすことによって解消できるのかとか、そういうものを詰めてみないとお答えできないというように考えておりますので、その辺はご提案として受けとめさせていただくことでご了解いただきたいと思います。

【武田委員】 わかりました。そういう形でここにも調整の具体的な内容という中でもその項目も入っておりますので、それぞれもう一度協議をしていただいて、また報告願いたいと思います。

【川島議長】 ほかに何かございますか。  
よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、今の教育委員の問題がありますが、これはちょっと協議するということを前提にいたしまして、協議15号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、異議なしとして、協議第15号、特別職の職員の身分の取扱いについては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議第16号、条例、規則等の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 引き続きまして、30ページのほうでございます。協議第16号、条例、規則等の取り扱いについてでございます。

条例、規則等については長浜市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定または一部改正を行うものとするという内容でございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第16号についてご意見、ご質問はございますか。

【山本委員】 湖北町の山本でございます。各町それぞれ、いろいろな条例や制度がそこにあると思うんですが、例えば湖北町ですとほたるの保護条例等がございますが、そういうものの取扱いについては協議をしていただいて、いいものについては何とか残していただいといたしますか、継続していただくような方向でお願いしたいというのがございます。

【事務局】 今ご説明いたしましたように、後ほど各種事務事業ということでご説明を申し上げますけども、それ以外のいろんな事務事業がございまして、そういった事務事業の遂行に当たっては各町のほうで条例なりが制定されておられると思います。そういった事務事業の調整の中で合併後もそういった事務事業の必要性があると判断された場合につきましては、当然その内容を条例として整備する必要がございますので、ここに書いてございますように新規に制定しますとか、あるいは一部改正という形で処理させていただくということになると考えております。

【山本委員】 よろしくお願いいたします。

【川島議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、お諮りいたします。協議第16号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。それでは、協議第16号は原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議第17号、町名・字名の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 33ページにございます協議第17号、町名・字名の取扱いについてでございます。

一つ、町、字の区域は従前のとおりとする。二つ目、長浜市の町名は現行のとおりとする。三つ目、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町(以下6町という)における字名は現行の名称から大字という文字を削除いたしまして、各々の町において合併時までに調整する。この場合において長浜市の町名に同一または類似する字名及び6町間で同一または類似する字名については区分できるよう各々の町において合併時までに調整するものとするという内容でございます。

以上でございます。

【川島議長】 17号につきましてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、ないようですので、お諮りいたします。協議第17号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。それでは、協議第17号、町名・字名の取扱いについては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、第18号、慣行の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料39ページでございます。協議第18号、慣行の取扱いについて。1、市章については長浜市の制度に統一する。二つ目、各宣言については長浜市の制度に統一する。ただし市民憲章、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については合併後調整するという内容でございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第18号につきまして質問、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、お諮りいたします。協議18号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。それでは、協議第18号、慣行の取り扱いについては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、第19号、国民健康保健事業の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料の45ページでございます。協議第19号、国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

1つ目、国民健康保険料（税）の賦課形態は保険料として統一する。2つ目、国民健康保険料の賦課方式は3方式（所得割、均等割、平等割）とする。3つ目、国民健康保険料率は合併期日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度からは保険給付に見合うよう算定した料率に統一する。4点目、納期は合併期日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から長浜市の納期に統一する。5点目、高額療養費貸し付け、出産費資金貸し付け、出産育児一時金給付及び葬祭費給付は合併時に長浜市の制度に統一するというものでございます。

以上でございます。

【川島議長】 19号についてご意見、ご質問はございますか。

【立見委員】 高月町の立見です。協議19号につきましては、提案書に対しては基本的には賛成をしておるわけですが、意見として述べさせていただきますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

国保料につき、納める住民側には生活に直結する重要な金額ゆえに、賦課基準が改定され、金額が最終的に算出される中で、著しく急激にアップすることに対しては、事務事業の調整方針にあるとおり、激減緩和の経過措置を講ずることをお願い申し上げておきます。

以上です。

【川島議長】 この激減緩和について、事務局。

【事務局】 調整方針でご説明申し上げましたように、3点目でございますように、翌年度から保険給付に見合うように算定した料率に統一するというところでございまして、合併年度のみそういった経過措置を持たずという形の提案でございます。今おっしゃっています、一定期間不均一課税なりのそういう形を持ってないかということでございますけれども、仮に一部の町で不均一課税というものを採用した場合、それに伴いまして減収分が発生するという事になってまいります。1市2町の合併のときに旧浅井区域におきまして不均一課税というものを採用いたしておりますけれども、当時の浅井町におきまして財政調整基金、国保の関係でございまして、そういうものを持っておられたということがございまして、その減収分につきましてはそういった財政調整基金を充当してきまして5年間減収分を補っていたという経過もございまして。そういったことから考えますと、現在の6町さんの国保に伴う財政調整基金の残高の状況を考えましても、そういった状況にはないということでございますので、必ずしもそういう形で不均一をとることが財政的に考えましても少し難しいのではないかなと考えております。もう1つ、不均一課税という問題につきましては、ここでコンピューターのシステムの改修というのが伴ってまいります。最初の改修、それと5年なりの不均一をとった場合のその後のシステム改修という2つのシステム改修を伴ってまいります。そのシステム改修にはそれ相当の改修費用も伴うということになってまいりますので、そういった改修費用の補てんをどのようになるか、だれがどのような形でやるかというような問題も発生してくるということもございまして、本則によりまして国民健康保険というものにつきましては被保険者の、介護保険料も同じでございまして、被保険者の相互扶助といいますが、そういう形で成り立っているという理解のもとで、合併年度は現行どおりとさせていただきますけれども、翌年度からは統一した形で適用させていただきたいという趣旨で提案させていただいているということでございますので、そのあたりご理解をいただきたいと考えております。

**【立見委員】** ただいまの説明でおおむね理解するわけですが、6町につきましては資産割なんかははずされて所得割というようなことになると、そこらあたりがかなり響いてくるかなということ、実際に住民にとっては実際の説明をする段階で具体的にどうかというような事例なんかを含めて十分理解させるようなところが、そのあたりがちょっと心配するところですけども、そういう財政調整基金とかそういうことでそんなに心配することはないということが言い切れるのであればいいですけども、我々としてはやっぱりそういうふうな、あるのじゃないかなというかなりの不安を持っているわけです。そこらへんも含めて激変緩和ということで何とかお願いしたいと、こういうことですので、よろしくをお願いします。

**【事務局】** 国民健康保険につきましては今ほど説明いたしましたように、これは税と違いまして、必要な額をみんなで加入者で分かち合うセーフティーネットの仕組みでございます。したがいまして、必要な医療費から特定財源を、特定といいますか、国や県やらの財源を除きました持ち分を、みんなで公平に分かち合おうという制度になっておりますので、これをだれかが安いといいますか、みんなと同じように持たないとだれかがそれを負担しなければならないわけでございます。その中で唯一浅井町でしましたのは、たくさん貯金を持っておられましたので、その分を使ってしばらくの間税金を不均一ということもできたんですけども、お手元に配りました資料から見ましても、それに耐え得るような財政調整基金が残っておりませんので、これは大変申しわけないですけども、みんなで一体感を持って分かち合おうという考え方から、少し確かに資産割とかいろんな面で課税の方式が変わりますけれども、基本的には50%の応能割、これが能力に応じてという意味です。50%の応益割、これはベネフィット、利益に応じて分かち合おうという制度自体は変わっておりませんので、ただ医療費がその年度年度で上がるか上がらないかによってお互いの持ち分が変わってくるというシステムでございますので、ぜひともその辺をご理解いただきまして、その不均一をすることによって今言いました、コンピュータの経費が大変ようけ要るとか、あるいはだれかがそれで不公平感を持って持たなければならないとか、そういうものじゃなくて、合併で一体感の中ではこれはやはりみんなで平等に持つていこうというのが理にかなっているのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**【川島議長】** よろしゅうございますか。それでは、ほかにご意見ございますか。

**【饗場委員】** 虎姫町の4号委員、饗場と申します。今、答弁されました内容はほんとうにわかる内容なんですけれども、1つ虎姫町といたしましても要望としてお願い申し上げたいと考えます。虎姫町という町は国民健康保険加入所帯率が47%と高く、保険料について合併期日の翌年度に長浜市の制度に統一されますと、国民健康保険課税率所帯の保険料の負担増が一度に大きくなりますので、その軽減措置として、合併後の一定期間においてぜひとも緩和措置を強く要望したいと思っております。

以上です。

**【川島議長】** 回答が事務局の回答と一緒になると思うんですが、要望ということで、そしたら聞かせていただくということにさせていただきます。

ほかにごございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、お諮りいたします。協議第19号は原案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 よろしゅうございますか。それでは、協議第19号は、国民健康保険事業の取扱いにつきましては原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議第20号、介護保険事業の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

【事務局】 続きまして、53ページでございます。協議第20号、介護保険事業の取扱いについてでございます。

介護保険料基準額は合併期日の属する年度は現行のとおり長浜市に引き継ぎ、翌年度から新しく策定した介護保険計画に基づいた額とするという内容でございます。

以上でございます。

【川島議長】 第20号、介護保険事業の取扱いについてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 よろしゅうございますか。それでは、お諮りいたします。協議第20号は原案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、異議なしということで、協議第20号、介護保険事業の取扱いについては原案どおり承認となるものといたします。

次に、協議第21号、行政区の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

【事務局】 57ページでございます。協議第21号、行政区の取扱いについてでございます。

1つ目、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町における行政区の区域は長浜市に引き継ぐ。

2点目、長浜市の行政区の区域名称は現行のとおりとする。虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町（以下6町という）における行政区の区域名称は〇〇自治会とする。この場合において長浜市の行政区名と同一または類似する行政区名及び6町間において同一または類似する行政区名については区分できるよう各々の町において合併時までに調整するものとする。

3つ目、各行政区の連絡調整を迅速かつ円滑に行うため、行政区ごとに非常勤特別職の地方公務員である嘱託員を設置するという内容でございます。

【川島議長】 21号についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、お諮りいたします。協議第21号は原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。それでは、協議第21号、行政区の取扱いについては原案のとおり承認となるものといたします。

以上が前回提案いたしました協議事項です。これからは新たに提案いたします協議事項です。

まず、協議第23号、合併の期日について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、第3回の会議資料のほうをご覧いただきたいと存じます。3ページでございます。

協議第23号、合併の期日について。合併の期日について下記のとおり提案するものでございまして、下の欄でございますが、合併の期日は平成22年1月1日とするという内容でございます。

4ページのほうをご覧いただきますと、協議資料がついてございます。既に合併期日につきましては第1回会議におきまして平成21年度中ということで確認いただいております。具体的な期日を決定する必要があるということで、今般ご提案を申し上げておるところでございます。その期日を平成22年1月1日とする理由ということで、4点挙げさせていただいております。1つは市町村の合併の特例等に関する法律の法期限ということで、当該法律の法期限が平成22年3月末までとなっております。その期限までに合併しなければさまざまな同法に基づきます財政支援措置をはじめとした、そういった支援措置が適用されないことになるということが大きな1つポイントでございます。2点目でございますが、事務処理等の合理性ということでございます。合併準備あるいは移行の管理の事務処理時間、住民への十分な情報提供及び周知を行う期間、関係法令等に定める事務手続に関する期間等を考慮する必要があるということでございます。合併による事務調整期間といたしまして、年末年始の閉庁日を当てることができるということでございまして、住民サービスへの影響を最小限にとどめることができるということでございます。1月1日は暦年ということでございまして、第3四半期と第4四半期の区切りということになってございます。事業の進捗あるいは管理が非常に容易であるということでございますし、あわせて合併年度であります平成21年度の決算につきまして二度行うということになりますけれども、決算日に1四半期の間を持てるということで、事務の混乱を避けることができるということでございます。それと、3点目でございますが、電算システムの統合でございます。合併後の住民サービスでありますとか事務事業の執行等を円滑に行うというためには、当然合併期日までに電算システムの統合が必要になるということでございます。このため、統合の作業におきましては十分な作業期間を確保するということが加えまして、データ移行時の作業の繁雑化あるいは新システムのトラブル対応等を考慮いたしまして、業務の多忙期を避けまして一定の試行（調整）期間を確保することが必要であろうということでございます。1月1日の場合ですと、おおむね1年間の準備といえますか、作業期間が確保できるということになりますし、年末年始の閉庁日を利用した移行作業が可能となるということでございます。安全確保あるいは住民サービスへの影響を最大限確保できるのではないかなということでございます。それと、税の賦課期日の関係でございますけれども、市民税でありますとか固定資産税につきましては平成22年度から1市6町の住民の方に同一の制度と方式で課税を行うということになるわけでございますが、そのためには税法上の賦課基準日でございます平成22年1月1日に合併後の長浜市の住民でおられる必要があるということでございます。したがって、賦課基準日に合併していなければ、現在の1市6町が各々の方式で課税を行うこととなると思うのでございまして、

合併後平成22年度中は7つの方式で課税システムを管理しなければならないということになります。一元管理を行うためには長浜市の電算システムを6町の税計算ができるよう改造する経費、あるいは税システムと連動するシステムを改造するための経費がさらに余分に発生するというところでございます。こういった4点を考えまして、1月1日とさせていただきます。

5ページをご覧くださいますと、平成11年以降の合併されました自治体の合併期日の状況があがってございます。一番右側のほうにそれぞれの日の合計数が上がっているわけですが、最も多いのが10月1日でございますけれども、引き続きまして1月1日が67件ということで、県内では高島市あるいは東近江市のほうでございますけれども、こういった状況にあるということで、全国的にも妥当な日ではないかなということでございます。

それと、続きまして7ページのほうでございますが、コンピューターの統合期間ということでの想定した作業スケジュールでございます。普通、メーカーさんに聞いておきますと、コンピューターの統合作業につきましてはおおむね1年半という標準の期間がございますけれども、それを仮に短縮した場合、1年程度の作業期間が少なくとも必要だろうということでございまして、それを想定いたしまして、仮に来年の1月から作業にかかったというスケジュールを組ませていただいたわけでございますけれども、おおむねこういった形で非常に下の方に6町ほか長浜市の作業ということで、外字の同定作業でありますとか名寄せ作業等、これを職員の方で行っていただく部分も非常に多いわけでございますけれども、こういった分もかなり過密になりますけれども、一応12カ月で統合作業を終え、円滑に本番稼働に移行できるということでございますので、こういった最低でも1年の作業スケジュールということでご案内を申し上げているところでございます。

合併期日については以上でございます。

**【川島議長】** この問題につきましてご質問、ご意見ございますか。

**【押谷委員】** 意見だけ述べさせていただきたいと思っております。合併期日を協議第23号にかかわることでございますが、長浜市議会にも特別委員会での十分な議論を重ねてみたいと思っておりますが、日程が大変厳しい状況にあります。次回が28日という予定のようになっておるようですが、このことは後で出てくるかとは思いますが、期日をずらしていただかないととても責任ある協議ができないと思っておりますので、意見だけ述べさせていただきたいと思っております。また後ほど出てきます32号でもそうですが、膨大な事務事業取扱いについて精査するわけですから、長浜の特別委員会としては分科会を設けて一つ一つやっていきたいと思っておりますので、時間がございません。何とぞその点を考慮いただきたいと思います。

**【川島議長】** 任意協議会を延ばすということですか。わかりました。意見としてお聞きしておきますが、ほかに何かございますでしょうか。

なお、これはここで決めるのではなくて、次回に決めるという手順を踏んでおりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

一応、今の考えでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【川島議長】** それでは、意見がないようですので、先ほど言いましたように協議23

号につきましては次回の協議会で協議確認するということでお持ち帰りいただきたいと思  
います。それとあわせまして、長浜の議会のほうから4回は無理だという意見が出ており  
ますので、これも別途協議をしたいと思っておりますので、こちらで預からさせていただき  
たいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、24号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、  
事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 8ページでございます。協議第24号、農業委員会の委員の定数及び任期  
の取り扱いについてでございます。下のほうでございますが、1つ目、6町の農業委員会  
は長浜市農業委員会に統合するというものでございます。2つ目が、6町の農業委員会  
の選挙による委員については市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適  
用し、各町2から3人の委員とし、平成21年1月1日現在の選挙人登録者数を基本とし  
て定めるというものでございます。

なお、長浜市農業委員会の委員の残任期間は長浜市農業委員会の委員として引き続き在  
任する。この場合、在任する委員は6町の農業委員会の選挙による委員の互選により選出  
するというものでございます。

3つ目でございますが、合併後における長浜市農業委員会の選挙による委員の定数及び  
選挙区については次の一般選挙において調整するという内容でございます。

9ページのほうをご覧くださいますと、現在の各市町の農業委員会の定数あるいは選挙  
区なりを明記させていただいております。任期についても整理させていただいておりますけ  
ども、また、編入合併の場合を申し上げますと、編入する側、つまり長浜市の農業委員  
会の委員、これは選任の委員も含むわけでございますが、その方の身分には影響はござい  
ませんけれども、編入される側、つまり6町の農業委員会の委員さんにつきましては原則と  
しまして合併の期日の前日に失職されるということでございます。ただ、こういった問題  
につきまして、新合併特例法の第11条の特例措置というものが設けられておまして、  
6町の農業委員会の選挙委員につきまして、選任委員は除くわけでございますが、選挙委  
員につきましては合併関係市町の協議によりまして40人以内の範囲で定めた数のもの  
に限りまして長浜市の選挙委員の残任期間中に限りまして引き続き合併後の新市の農業委員  
会の選挙委員として在任できるというような特例措置がございまして。

なお、先ほど申し上げましたけれども、選任委員さんにつきましては特例措置がござい  
ませんので、合併期日の前日をもって失職されるということでございますが、選挙委員さん  
につきましてはこういった特例措置もございまして、こういった特例措置を適用して先  
ほど説明しました形での措置をさせていただくという内容になってございます。

以上でございます。

【川島議長】 第24号につきましてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、ないようですので、協議第24号は次回の協議会で協議確認  
していただくことといたします。

次に、協議第25号、事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明をお願い  
いたします。

【事務局】 失礼いたしました。10ページのほうをご覧くださいますと、今の農業委員会の関係で参考資料がついてございます。10ページでございます。関係法令を抜粋しているわけですが、中段に市町村の合併の特例等に関する法律の抜粋がございます。第11条でございますが、下のほうに1号ということで、新たに設置された云々の部分でございますけども、これは新設合併の場合の引用でございます、正しくは2号のほうに規定がございます。申し上げますと、他の市町村の区域の全部または一部を編入した合併市町村にあっては、その編入する合併市町村の農業委員会の委員の残任期間ということになっておりますので、先ほど説明いたしましたように、長浜市の農業委員会の残任期間のみ選挙委員さんは在任いただけるということでございますので、一部訂正をよろしくお願いいたします。

それで、もとに戻りまして、11ページでございますが、協議第25号でございます。事務組織及び機構の取扱いについてでございます。1点、2点ございますけども、1点目で基本的な調整方針のみ7点に分けて整理いたしております。1点目、組織機構の調整方針。事務組織及び機構は本庁及び支所を基本に機能の分担及び役割を考慮するとともに地域自治推進や総合的な市民サービスの向上に十分配慮しながら市民の利便性及び効率性を重視し次のとおりとするというものでございます。1つ目が市民サービスの向上に向けた組織機構、2つ目が市民にわかりやすく利用しやすい組織機構、3つ目が市民の声を迅速、適格に反映することができる組織機構、4つ目が簡素で効率的、効果的な行政経営を推進できる組織機構、5点目が指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確な組織機構、6点目が地方分権をはじめとしたさまざまな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織機構、7点目、最後でございますが、適正な規模と機能を有する組織機構という内容にさせていただいております。

2つ目で、支所の調整方針ということで書かせていただいておりますが、支所については組織機構の調整方針を踏まえ次のとおりとするというものでございます。1つ目が現在の6町の役場は合併の当分の間、それぞれの区域を所管する支所とするという内容でございます。

次のページにまいりますけども、1点目でございます。6町の総務、企画、人事、財政等の管理部門ということで、これは行政機関も含まれると思っておりますけども、原則本庁に統合するというものでございます。ただし、市民の生活に急激な変化を及ぼすもの及び統合して本庁で処理すると不効率となるものについては、当分の間必要な処理体制をしくこととするということでございます。3点目が、合併後市民生活に支障を来すことがないように配慮しつつ業務の見直しや職員定数適性化に合わせまして支所の役割を段階的に見直すということでございます。

次の14ページでございますが、それ以降に各現在の1市6町の組織機構図を記載させていただいております。14ページでは長浜市の組織機構ということで整理させていただいております。現在、部制を唯一ひいているでございます。6部26課所になってございますが、支所のほうにつきまして、下のほうに浅井支所、びわ支所がございますけども、2支所6課体制という形になってございます。

以下、15ページ以降につきまして、各町の組織機構図を掲載させていただいているという形でございますが、少ないところで6課体制、多いところで8課体制ぐらいの町長部

局の体制ということになっているのではないかなということでございます。

それと、18ページに關係法令を抜粋させていただいておりますが、下のほうに行政実例等がございます。ここの3番目をご覧くださいますと、今申し上げました支所の意味が定義されておまして、支所は市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であるということでございます。それと、4点目でございますように、支所の設置は交通の不便地あるいは市町村の配置分合により現在の1市6町の合併でございますが、従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするという条件づけがございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第25号につきまして、質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、ないようですので、協議第25号は次回の協議会で協議確認していくことといたします。

次に、協議26号、一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明がございます。

【事務局】 続きまして、20ページのほうでございます。協議第26号、一部事務組合等の取扱いについてというものでございます。下のほうをご覧くださいますと、まず1点目でございますが、東浅井郡、伊香郡6町、以下関係町と申し上げますが、構成員として加入している一部事務組合等については次のとおりとするというものでございます。

まず1点目が一部事務組合というものでございます。これにつきまして、3つの切り口で整理しておるわけでございますが、1つ目が1市6町の区域内に包含される一部事務組合ということで、現在3つございます。伊香郡の病院組合、それと伊香郡衛生プラント組合、それと伊香郡民会館管理組合という3つの組合がございますけれども、伊香郡の病院組合につきましては改めて編入するという内容で、今般はプラント組合と郡民会館管理組合とさせていただきます。

その内容でございますが、合併の日の前日をもって解散することとなる。次に掲げる組合については別紙のとおりとするということございまして、22ページのほうをご覧くださいたいと存じます。まず、伊香郡の衛生プラント組合でございますが、合併の日の前日をもって解散し、その事務、職員及び財産(施設・基金)は合併後の長浜市が引き継ぐものとする。ただし湖北広域行政事務センターの例にならい、ごみ・し尿の収集及び処分について事務事業の統一に直ちに着手し、湖北広域行政事務センターの共同事務への移行について、関係部署と速やかに協議を開始するものとするという内容でございます。それと、伊香郡民会館管理組合のほうでございますが、伊香郡民会館管理事務を廃止する。職員及び財産(施設・基金)処分の取扱いについては関係団体と協議を行い、合併時まで結論を得るものとするという内容にさせていただきます。

もう一度20ページに戻っていただきたいわけでございますが、(2)でございます。これは1市6町がその組合の構成員の一部であるという内容のものばかりでございます。ここに6つございますが、湖北広域行政事務センター、長浜水道企業団、湖北地域消防組合、滋賀県市町村交通災害共済組合、滋賀県自治会館管理組合、滋賀県市町村職員研修センターでございますが、内容としまして次に掲げる組合について関係町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併後の長浜市において継続して加入するという内容ござい

ます。これはいわゆる変化がございません。

次のページでございますが、(3)でございます。次に掲げる組合、つまり滋賀県の市町村職員退職手当組合、それと滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合でございますが、この組合につきましては関係町は合併の日の前日までに当該組合から脱退するという内容にさせていただきます。2つ目が広域連合のことでございます。いろんな組織がございますけども、広域連合ということで、滋賀県の後期高齢者医療広域連合につきましては、関係町は合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退して、合併後の長浜市において継続して加入するという内容でございます。

次に、3点目、協議会でございますが、1つ目が木之本町余呉町学校給食センター協議会についてでございます。合併の日の前日をもって廃止する。その事務は合併後の長浜市が引き継ぐものとするということでございます。2つ目が琵琶湖東北部広域市町村圏協議会でございますが、関係町は合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、合併後の長浜市において継続して加入するという内容でございます。

4点目が機関共同設置というものでございます。2つございまして、長浜米原東浅井介護認定審査会、それとしょうがい者自立支援審査会共同設置でございますが、前段の審査会につきましては長浜と米原、東浅井、文字どおりでございますが、そこで構成しております。しょうがい者につきましては2市6町という形での設置ということでございますが、それにつきましては関係町は合併の日の前日をもって当該審査会から脱退して、合併後の長浜市において継続して加入するという内容になってございます。

それと5点目が事務の委託でございますが、国営湖北基幹水利施設管理事務委託につきましては、合併の日の前日をもって当該委託は廃止すると。その事務は合併後の長浜市が引き継ぐものとするという内容でございます。

それと6点目は公社でございます。滋賀県市町土地開発公社については関係町は合併の日の前日をもって脱退するという内容でございます。

23ページをご覧くださいますと、今申し上げました組合を表として掲載させていただいております。その組合が行っている事務の内容、さらには、組合の構成団体等を整理させていただきます。右側にあります具体的な調整方針につきましては、今申し上げた内容のとおりでございます。

それと24ページ、25ページにつきましては具体的な、例えば24ページには伊香郡の衛生プラント組合の内容について整理させていただいております。職員の数でありますとか財務の状況あるいは財産の状況について整理させていただいております。25ページにつきましては郡民会館ということで、同様に職員の数なり財務の状況、あるいは財産の状況を整理させていただいているというものでございます。

以上でございます。

**【川島議長】** 協議26号についてご意見、ご質問はございますか。

**【押谷委員】** 26号(3)の市町村職員退職手当組合の件でございますが、積立金に対して退職金の支払いを受けるという場合に、それが積み立てをオーバーしているような当該町は、脱退してから請求書が来るようなことでは困りますので、立つ鳥跡を濁さずという形できちっと精算していただくという証明ではありませんが、確かな決意なり計画なりを次回にあわせて協議資料として出していただきたいと思います。希望いたします。

【川島議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 よろしゅうございますか。それでは、協議26号は次回の協議で協議確認することといたします。

なお、ただいま長浜市議会から出ました資料は次回に提出いたします。

次に、27号、使用料、手数料等の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 続きます、28ページでございます。協議第27号、使用料、手数料等の取扱いについてでございます。住民の一体性の確保や負担の公平性の観点により、同一または同種の使用料、手数料等については原則として合併時に長浜市の制度に統一する。なお、合併時に統合できなかった使用料等については、合併後の長浜市において「施設使用料等の見直しに関する基本方針」に基づき、3年以内に見直しを行うものとするという内容でございます。

今申し上げました基本方針の内容でございますが、29、30ページ、それと31ページに掲載させていただいておりますが、ポイントといたしまして29ページのほうの2番目の基本方針をご覧いただきたいと思っております。3つの観点でございますが、1つは受益者負担の原則というものでございます。当然のことだと思っておりますけれどもこういった考え方を示しております。2つ目が体系的な施設使用料の設定というものでございます。3つ目が施設使用料減免基準の見直しということでございますが、これまでですと施設の使用に当たりましてその場で減免されるとか、あるいは減免されない場合につきましては、その見合い分を補助金で交付されるというケースもあったわけでございますが、こういったやり方につきましては原則として廃止いたしまして、使用料金の複数段階設定によって利用者負担の軽減を行うという考え方で示されております。29ページの右上のほうに使用料金の複数段階設定のイメージがございまして、このように一般から子どもの方ということで複数段階的に料金を設定していこうというものでございます。

それと、3点目の使用料見直しの範囲ということでございますが、上のほうに見直し対象施設ということでございますが、逆に(2)をご覧いただきますと、見直しの対象外施設ということで、小学校でありますとか市営住宅あるいは道路公園等につきましては見直し対象外とさせていただいているという内容であります。

こういった考え方に基きまして、施設の使用料につきまして3年以内に見直しを行っていこうという内容でございます。

32ページをご覧いただきたいと思っておりますが、別途詳しい資料をお手元のほうに配付させていただいておりますが、その中では施設の具体的な料金なりも提示させていただいております。ここでは時間の関係もございまして32ページの一覧表のほうでご説明をさせていただくわけでございますが、まず32ページのほうは手数料の関係でございます。証明等交付の際に手数料を徴収しておるわけでございますが、この分野につきましては掲載のとおり税務から下の診療所にわたりまして多くの手数料がございまして、以下33ページにもあるわけでございますが、各般の手数料につきましては基本的に合併時に長浜市の制度に統一するという内容になってございます。大きく料金の価格そのものに差はないということでございまして、合併時に長浜市の制度に統一するという内容になってございます。

33ページのほうで市におきます許認可事務の関係で例えば建築基準法の関係あるいは都市計画法となつてございますが、長浜市のみがやっておる許認可事務でございますので、そういったものは各町にはございませんので、当然のことながら長浜市の制度に統一するという形で整理させていただいているというところでございます。

34ページが施設の使用料等の関係でございます。大きく大分類、小分類ということでその施設の目的ごとに大きく施設を分類させていただいているわけでございます。非常に多くの施設があるわけでございますが、簡単にご説明申し上げますと、まず1点目の社会教育文化施設でございます。そのうちの公民館につきましては右側の調整方針のとおりでございます。合併時は現行のとおりとするということでございますが、合併後の長浜市における地域づくり活動の活性化の観点から地域づくり協議会等の地域団体の活動を平仮名で「よ」となつてございますが、これは誤りでございまして、拠点の「拠」という、手偏に「ところ」、「処」です。訂正をお願いいたします。地域活動の拠点と財源確保の観点から当該団体の指定管理者の指定及び利用料金制を導入することを視野に入れ、先ほど申し上げました方針に基づきまして利用料金水準の設定等について合併後3年以内に調整するというものでございます。

博物館につきましては現行どおりということになります。資料館につきましては合併時に見直す。文化ホールにつきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。市民会館につきましては、唯一長浜市民会館でございますが、9月末で用途廃止するというところでございます。それと、隣保館の関係でございますが、これも合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。それと教育集会所についても同様でございます。生涯学習施設でございますが、これは合併時に調整するというものでございます。まちづくり関連施設でございますが、これは合併時は現行どおりとさせていただきます、合併後3年以内に調整するというものでございます。次に労働施設でございますが、勤労者福祉施設でございます。これにつきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。スポーツ施設でございますが、3,000平米以上の体育館につきましては現行どおりということでございますが、500平米以上の体育館につきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。運動場についても同様の内容ということでございます。

次のページでございますが、運動広場につきましては非常に地域での利用という面が非常にウエートも高いという運動広場もございます。そういった観点から地元への譲渡等も含めて合併時までに見直すという調整方針でございます。野球場につきましては現行どおりということでございます。プールにつきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。野外の活動施設につきましては現行どおりということでございます。それと、テニスコート、ゲートボール、グラウンドゴルフ場につきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するというところでございます。それと、小中学校のグラウンドなりの施設につきましては、学校開放ということで行っておられるところがございませうけれども、これにつきましては貸出基準を含めて合併時に再編するとさせていただいております。スキー場等につきましては施設運営を含めて合併時までに見直すという形にさせていただきます。それと国民宿舎、宿泊施設でございますが、これは合併時に調整する。さらに野外活動施設につきましては合併時は現行どおりとして、合併後3年以内に調整する

ということでございます。それと老人福祉センターでございますが、合併時に調整する。それと廃棄物処理施設と公共駐車場も含めてでございますが、すべて合併時は現行どおりとして、合併後3年以内に調整するという内容でございます。

それと、36ページにまいりまして都市・住宅施設、駐輪場でございます。これにつきましては合併時は現行どおりということで、合併後3年以内に調整するというようになっていきます。それと、駅関連施設でございますが、合併時は現行どおりとするということで、合併後必要に応じて調整するようになってございます。道路につきましてはこれは占用料でございますが、合併時に長浜市の制度に統一するというものでございます。それと農林水産関係施設でございますが、集会研修施設ということで合併時に長浜市の使用料制度に統一するという内容でございます。漁港（使用料）の関係でございますが、受益者負担の原則の観点から、先ほど言いました基本方針に基づきまして合併時に調整するようになってございます。一方、占用料につきましては、合併時に長浜市の制度に統一するという内容でございます。それと、直売施設でございますが、使用料等も含めて合併時までには制度を再編するとさせていただきます。生産加工施設につきましては合併時に長浜市の使用料制度に統一するという内容になってございます。それと林業振興、緑化活動施設につきましては合併時に調整するもしくは緑化施設については合併時に見直すとさせていただきます。それと観光施設でございますが、これにつきましては合併時に調整するようになってございます。それとコミュニティー施設でございますが、これは先ほどの運動広場と同様に非常に地域での集落での利用の高い施設も多いということもございまして、まず地元への譲渡ということも含めて合併時までに見直すとさせていただきます。火葬場の関係でございますが、これは後ほど各種事務事業でも出てまいりますけども、湖北広域行政事務センターの使用料を基準といたしまして合併時までには調整するという内容にさせていただきます。それとケーブルテレビでございますが、現在木之本町さんと余呉町さん、公営ということで行っておられますけども、その施設使用料につきましては合併時は現行どおりとして合併後3年以内に調整するという内容にさせていただきます。

詳しい内容は別冊の資料についてでございますが、時間の関係もございまして、この一覧表での説明にとどめさせていただきます。

以上でございます。

**【川島議長】** 27号につきましてご意見、ご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

**【川島議長】** それでは、ないようですので、協議事項第27号は次回の協議会で協議確認いたすことにいたします。

次に、28号につきまして、事務局から説明を求めます。

**【事務局】** 38ページでございます。協議第28号、公共的団体等の取扱いについてという内容でございます。公共的団体等という内容でございますが、48ページに参考資料をつけてございます。1点目、公共団体との定義となっておりますが、自治法の中でも公共的団体等ということで定義づけがされていますが、それと同義ということで、ここに掲載のとおり農協でありますとか森林組合、漁業組合、商工会議所、商工会、あるいは赤十字社、社会福祉協議会、青年団、婦人会、教育会、体協、文化事業団体などということで、こういったものが多く含まれるということでございます。

もとに戻っていただきまして、38ページでございますが、ひとつめといたしまして長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町（以下1市6町という）において共通する団体または共通する目的を持った団体については、合併時に統合するよう調整するというものでございます。2点目が、長浜市と6町において共通する団体または共通する目的を持った団体で統合に時間を要するものについては合併後3年をめぐり統合するよう調整するというものでございます。3点目が独自の目的を持った団体と、こうなっておりますが、具体的に申し上げますと農協でありますとか森林組合、さらには漁業組合といったものが想定されるわけでございますが、そういった団体につきましては自主的な判断にゆだねるとさせていただいております。

39ページ以降に調査していただきました、ご報告いたしました各市町の公共的団体の一覧がでございます。同目的的に一覧表ということで整理させていただいております。詳しくは申し上げますが、またご覧いただきたいと存じます。

それで、公共的団体の中でも48ページのほうをご覧いただきたいのでございますが、法律によりまして必ず1つという形にならざるを得ないものがございまして、48ページの下のほうにございますように社会福祉協議会、これは1市6町それぞれにございますけれども、これは1つの市に1つという形になってございますので、これにつきましても必然的に統合いただくというようなこととなります。

49ページの上段にございますようなシルバー人材センターにつきましてもこういった法律の中で統合していただくというような形になります。それと商工会議所、商工会の関係でございますけれども、下のほうに解説ということで入れております。商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村に1つとすることが原則とされているが、それぞれ市町村の配置分合に伴うということになっているということですが、新市の一体的な発展を図るためにはできるだけ再編に向けた取り組みに努めることが求められているということでございまして、特に商工会法8条あたりにまたお目通しいただきたいなど考えるということでございます。

以上でございます。

**【川島議長】** 28号についてご意見、ご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

**【川島議長】** それでは、ないようですので、次回の協議会で協議確認させていただくことにいたします。

次に、29号、各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、説明をお願いします。

**【事務局】** 50ページでございます。協議第29号、各種団体への補助金、交付金等の取扱いについてでございます。1つ目、長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町において同一または類似する団体に対する補助金、同一事業に対する補助金等については長浜市の制度に統一することを基本とする。2つ目、独自の団体や事業に対する補助金についてはその公益上の必要性や内容を検討した上で長浜市の補助金制度との均衡を考慮しながら調整する。3つ目、補助金等については合併後において健全な財政運営を推進するため、補助金制度ガイドラインをもとにして見直しを行うものとするという内容でございます。

次の51ページをご覧いただきますと、まず上段で補助金、交付金の法的根拠というも

のを整理させていただいております。まず、中ほどに書いてございますが、補助金の一般的な性格といたしまして、1つ目としましては相当の反対給付を受けないものであること。2つ目が交付を受けた相手方が利益を受けるものであること。3つ目が交付された金銭について用途が特定されるものであることなどが挙げられております。一方、交付金というものにつきましては、当該事務の報償として受託団体へ交付するものとされておるということで、補助金なり交付金の法的根拠というものにつきましてはそれなりの違いがあるということでございます。下のほうに長浜市の補助金制度ガイドライン、これは抜粋ということで整理させていただいておりますが、補助金につきましては行政サービスを補完する公共的サービスの誘導、それと公益的な市民活動を活性化するなど市の行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で重要な役割を担っているということでございます。ただ、補助金を交付するに当たりましては、交付の理念ということで市民と行政の役割分担を明確にする、さらに公益性が客観的に認められかつ自助努力してもなお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち帰る必要があるであろうということでございます。そのためということでございますが、ここに断りがございますが、単なる削減、廃止ということではございませんで、補助金交付基準の策定などを通しまして主として真に必要なものを見きわめ、市民に開かれた補助金制度とするための指針として策定したというもので、以下にございますように1つ目としまして補助金交付基準、あるいは2つ目に補助金総額、長浜市の情報でございますが、補助金総額の設定、あるいは3つ目に補助事業者も含めた積極的な情報公開というようなものでございます。既に第2回の財政計画の中でもご説明申し上げておりますように、補助金等につきましてもここ10年の中で相当の総額としましての見直しを行っているという形での財政計画を説明しているということなので、そういった中でこういったガイドラインなりももとにいたしまして補助金そのものも見直していくということも必要ではないかなということでございます。具体的な補助金の名称なりにつきましては、52ページ以降整理しておるわけでございますが、特に先ほど申し上げましたように、53ページの中ほどにございますが、社会福祉協議会、これは先ほど申し上げましたように公共的団体として合併時に統合いただくということでございますが、ご覧いただけますように長浜で9,600万、以下、虎姫町さん以下記載のとおりの金額でございますが、あわせまして2億近いことがこのように出ているということでございます。

それと、54ページの中ほどにございますが、シルバー人材センターでございます。これにつきましても同様、合併時に統合いただくということになるわけでございますけれども、これにつきましてもこれなりの金額が交付されているという状況になってございます。

それと、55ページでございますが、中ほどに商工会、商工会議所の関係がございます。長浜市が現在商工会議所と浅井、びわの商工会がございます。総額で2,620万となっておりますが、以下虎姫町さん、湖北町さん、こういった形の補助が出ているという状況になってございます。

補助金については以上でございます。

【川島議長】 29号についてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 よろしゅうございますか。それでは、ないようですので、協議29号は次回の協議会で協議確認させていただくことといたします。

次に、30号、消防団の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 56ページでございます。協議第30号でございます。1つ目、現に虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の消防団の団員である者は、合併時にすべて長浜市の消防団の団員として引き継ぐ。2つ目が消防団については合併後2年をめどに統合するというものでございます。あわせて消防団の組織、装備につきましても消防団統合時までに調整するというところでございます。ただ、消防団員の報酬等につきましては、合併時に長浜市に統一する。さらには費用弁償につきましても長浜市の例を基本といたしまして合併時に調整するという内容になってございます。現在の状況でございますが、57、58に整理させていただいております、組織の数、団員の数でありますとか階層なりについて57ページではまとめさせていただいておりますが、右の下のほうに書いてございますように、1市6町の合計といたしまして消防団員さんは1,949人という数になるということでございます。

それと、58ページでございますが、ここでは報酬とか費用弁償、あるいは団員数ということで整理させていただいておりますが、特に報酬の関係でございますが、例えば団員さんの報酬の欄をご覧くださいますと、長浜市が1万5,000円、虎姫町さんが1万円、それと湖北町さんが1万円、それと高月町さんが1万7,000円、それと木之本町さん、余呉町さん、西浅井町さんは同額ということでございます。

以上でございます。

【川島議長】 協議第30号につきましてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、ないようですので、次回の協議会で協議確認することといたします。

続いて31号、情報システムの取扱いについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 59ページでございます。協議第31号、情報システムの取扱いについてでございます。情報システムについては住民サービスの向上を図るため、合併時に各町の既存の電算システムを長浜市の電算システムに統合し、情報ネットワークの向上を図るものというものでございます。

詳しい内容が60ページに整理されておりますが、まず1点目としまして情報システム調整方針ということで、7項目にわたって整理させていただいております。この中では当然のことながら合併時に安全確実に稼働するというところでありますとか、コストを削減するとか、あるいは統合期間を確保した上で合併スケジュールを遵守しなければならないと、そういう基本的な方針を明記させていただいております。その下の具体的な調整方針の中では、ステップ1、ステップ2、ステップ3とこうなっておりますが、現在1市6町のコンピューターシステムの関連でトータルで51のシステムがございます。そういった51のシステムそのものを合併時までにすべて統合なり整理する必要もございませんので、ステップ1、ステップ2、ステップ3ということで、まずは合併までに実施するもの、それと合併後速やかに実施するもの、さらには将来的に実施することが望ましいものということでの考え方を整理させていただいております、一定のプライオリティーと申しあげますか、優先順位を設けさせていただくということでございます。それと右側の統合方法でございますが、多くの今申し上げましたシステムを短期間で統合し、かつ合併時から安

全確実な稼働が求められるということになりますので、統合のリスクと必要経費の最少化を勘案した市町システム全て片寄せによりまして長浜市の電算システムを統一モデルといたしまして、これをベースに合併後の長浜市の業務に適應するように改修を加えて統合を行うということでございます。それともう1つが情報のネットワークのハードの関係でございます。住民情報を取り扱う重要な回線であるということ、統合におきまして安定した通信を行えるということが求められるということございまして、統合時のネットワークの規模、セキュリティー確保を勘案しまして、最も規模の大きい長浜市の既存情報ネットワーク拡張を基本といたしまして、既存の現在ございますが各町のネットワークの利用をも視野に入れまして構築するという形にさせていただいております。

61、62に現在、先ほど申し上げました51のシステムが挙がっております。またご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

【川島議長】 協議31号についてご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、ないようですので、協議第31号は次回協議確認させていただくことにいたします。

それでは、ここで15分間の休憩をとりたいと思っております。開始は4時55分といたしますので、よろしく願いいたします。休憩してください。

(休憩)

【川島議長】 それでは、再開いたします。

協議第32号、各種事務事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、引き続きまして63ページのほうでございますが、協議第32号でございます。各種事務事業の取扱いについてということでございますが、下のほうに文章を書かせていただいておりますが、既に第1回の会議の中で事務調整の方針につきまして確認いただいております。その内容につきましてそのままこの部分に掲載させていただいている内容でございます。

まず、合併に伴う事務事業の取扱いについては、事務事業の調整方針に基づき一体性、公平性、住民福祉の向上、急激変化の緩和、健全な財政運営の原則に加え、特に下記の2つの点に十分配慮して行うものとする。1つ目が行政改革の推進でございます。合併効果を早期に達成していくことや類似都市、12万都市との均衡を逸することのないよう効率的な行財政運営に努めるなど、行財政改革の観点から廃止も含めて事務事業の見直しを行うというものでございます。2つ目が、地域特性を生かした主体的な魅力あるまちづくりの展開、伝統や文化、地域特性に基づいた独自の取り組みやこれまでの経緯の中で行われてきた取り組みについては地域内分権を推進していくこととして、新市の各地域が主体性を持った魅力あるまちづくりの展開を図るというものでございます。3点目に具体的な調整内容は別紙のとおりとするという内容でございます。

市役所が行っております事務事業は非常に各般にわたっておりまして、最小の事務事業単位でとらえますと、1市2町の場合で合併の際にカウントしたわけでございますが、およそ2,300ぐらいの事務事業があるのではないかなということでございます。今般任意

合併協議会で協議いただく事項としましては、特に住民生活にかかわりが深い事項に限定させていただきまして、それぞれにつきまして後ほどご説明申し上げますが、具体的な調整方針を定めさせていただいております。この項目の選定に当たりましては、まず、先ほど申し上げました1市2町のときの事務事業がございますので、それをベースに長浜市のほうからおおむね2,300の項目でございますけれども、お示しさせていただきまして、そういったものをベースといたしまして6町でさまざまに取り組んでおられます事務事業を含めましてそういった中で特に協議を要する事項として協議の中で、1市6町の協議の中で整理させていただいております。また、こういった協議を要する事項の中でも部課長段階、あるいは副市町長段階、これは幹事会でございます。それと市町長段階、これは調整会議でございますが、それぞれの段階でご判断いただいたものもございまして、最終的に今般提案させていただきましますのは、大きなくくりといたしまして32、中ぐらいくくりといたしまして63の項目に整理して提案させていただいております。それぞれの詳細な内容につきましては別冊、別途配付させていただいておりますが、その中に現況等が詳しく掲載されておりますので、ご覧いただきたいと存じますが、本日につきましては時間の関係もございますので、一覧表のほうでご説明させていただきたいと存じます。

まず、64ページのほうから参らせていただきたいと存じますが、まず総務関連でございます。まず1点目の選挙に関するこのうち、投票区投票所の取り扱いでございます。中ほどに、以下同様でございますが、事務事業の現況が書かれてございます。投票区の数なり有権者の数ということで整理させていただいておりますが、その上で右側に、具体的な調整方針といたしまして投票区投票所については合併時は現行どおりとするということでございますが、合併後に調整するという内容でございます。

それと、2点目が公用車管理に関するこのことということで、各市あるいは町のほうで所有されておられますバスがございますが、この運行等の取扱いでございます。その各市町の保有台数は中ほどにございまして、記載のとおりでございますけれども、公用バスの運行基準については合併時に調整するという内容でございます。ただし、公用バスの台数そのものにつきましては、合併後、長浜市公用車適性化計画を見直しまして適性化を図るということにさせていただいております。

それと、3つ目が契約に関する内容でございますが、1つ目が入札参加資格、それと2つ目が入札方法の取扱いでございます。参加資格ということで、それぞれ1市6町とも3種類となっておりますが、若干内容は相違がございますけれども、長浜市の場合で申し上げますと、建設工事、委託業務、物品調達という3種類で整理されております。この調整方針につきましては、入札参加資格制度につきましては長浜市の制度に統一するということでございます。それと入札方法でございますが、中ほどに書いてございますように一般競争入札を実施されておられないところ、あるいは金額によって大きな金額、小さな金額もございますけれども、結果的にはその入札方法につきましては長浜市の制度に統一するという内容にさせていただいております。

次が企画関連でございます。65ページでございますが、1つ目が公共交通に関するこのことということで、コミュニティーバス等の運行と取扱いとなっております。コミュニティーバス等と申し上げますと、中ほどにございますように1つはバス路線の運行維持費の補助事業がございます。中ほどに書いてございますように、長浜市が5路線とか、1路線

でありますとかそういう形になっているわけでございます。

それと、コミュニティーバスの運行事業ということで、これは各自治体のほうで運行されておられるバスでございますが、長浜市で申し上げますとデマンドタクシーが3地区で運行されております。湖北町は今年の10月から運行予定ということで、それも直営によりまして2路線、それと高月町さんにおかれましては現在2路線委託運行ということでされておられるということでございます。木之本町さんにつきましては1路線を直営という形で運行されておられる。余呉町さんも湖北町さんと同様に今年の11月から新たに運行予定ということで、委託運行によりまして3路線ということでございます。西浅井町さんは委託運行ということでございますが、定期という形で8コース、それと臨時ということで公共施設を結ぶ形での運行をされておられるという実態でございます。

それと、駅舎等の管理ということで、各市町とも駅がございまして、長浜市が田村駅がJRから市のほうに委託を受けているということでございます。長浜駅がJRということで、JRが直営しているわけでございますが、木之本駅も同様のJRが直営という形になっております。それぞれほかの町につきましては町の管理ということでございますが、委託なりあるいは直営という形で駅舎等の管理を行っておられるということでございます。その下のほうには1日の平均乗客乗員人員ということで整理させていただいております。

まず、バス路線の関係でございますが、バス路線運行維持費補助事業及びコミュニティーバス運行事業については合併時は現行のとおり長浜市に引き継いで、合併後速やかに地域事情を考慮しながら広域的な視点で路線見直しを図るということにさせていただいております。それで駅舎等の管理運営につきましては、合併時は現行のとおり長浜市に引き継ぎまして、合併後効率的な管理運営の方法等を検討し、見直しを図るということにさせていただいております。

次、下でございますが、地域指定ということで、地域振興法というものがございまして、そういった中での地域指定がなされております。まず新山村振興計画でございますが、これは現在長浜市と木之本、余呉、西浅井町さんが指定されておりますが、新山村振興計画については合併時に長浜市に引き継ぐという形になってございます。

それと、自治省の辺地等の辺地計画というものでございますが、これにつきましては長浜市と今申し上げました木之本、余呉、西浅井町さんが指定されておられます。一部の地域でございますが、これにつきましては辺地に係る公共施設のうちの総合的な整備に関する財政上の計画については合併時に長浜市に引き継ぐとさせていただいております。

それと、過疎地域の自立促進計画、いわゆる過疎法による計画でございますが、唯一、余呉町さんが指定されておられます。この計画につきましては合併時に長浜市へ引き継ぐという形になっております。

それと、何回かこの会議の中でもお話が出てございましたけども、電源立地の地域対策の関係でございます。現在長浜、それと木之本のほうが水力発電所がございまして、草野川なり高時川というところの水力発電所がございまして、この施設設置に伴いまして一定額が市町のほうに交付されておるということでございますし、それと余呉町さん、それと西浅井町さんが原子力発電所所在地と隣接するということで、1つは促進対策交付金、1つは周辺地域交付金ということで交付されておるということがございます。こういったことを含めまして、右側でございますが、電源立地地域対策につきましては地域におけるこ

れまでの経緯をふまえ、電源立地地域対策交付金制度の趣旨を尊重して合併後速やかに調整するという内容にさせていただきます。

下のほうでございますが、自主防犯活動支援事業の取扱いでございますが、これは長浜市のみ実施しているという内容でございますが、合併時に長浜市の制度に統一するという内容でございます。

次、66ページのコミュニティー振興の関係が4つほどございますけども、まず自治会活動振興事業の取扱いでございます。中ほど、交付金の内容ということで、長浜市、それと高月町のみこういった事業を行っておられるという形になってございますが、特に高月町さんをご覧くださいますと、世帯割が1,000円、それと均等割ということで、戸数に応じて累進されておられるということで、6万円から95万8,000円の幅がございます。そういった状況でございますけども、自治会活動振興交付金については長浜市の制度に統一するという内容になってございます。

それと、まちづくり支援事業等の取扱いでございますが、まずまちづくり支援事業でございます。これは長浜市が市民が主役というまちづくり事業ということで3分の2の補助で、限度額が15万というもの、それと湖北町さんのほうで小さな取組体験というもので10万円、きらめきという事業で1年目が10万円、2年目以降が2分の1を補助率で100万円以内という取組みをされておられるということでございます。木之本町さんは人的支援もしくは実費分の負担金という取組みをされているということでございますが、調整方針といたしましてまちづくり支援事業については合併時に長浜市の制度に統一すると。ただし、湖北町ガンバル地域の元気づくり活動補助金交付要綱により、合併時までには交付決定を受け事業に着手している団体については、経過措置でございますが、現行とおり長浜市で引き継ぐという形にさせていただきます。

それと地域づくり協議会に関する事業でございますが、これは長浜市のみ実施ということでございますが、これにつきまして合併時に長浜市の制度に統一するという形にさせていただきます。

それと地域振興資金貸付事業でございますが、これは唯一余呉町さんのみ実施されておられるということでございまして、集会施設とか消防施設等々につきまして、10年以下の元金均等償還ということで無利子で貸し付けされておられる事業がございますけども、これにつきましては合併時に廃止するというところでございます。ただ、償還金返済に伴う業務につきましては、長浜市のほうに引き継ぐという形にさせていただきます。

次が自治会館の建設支援事業の取扱いでございます。各集落のほうで自治会館を建設される際に市町のほうから補助でやっている事業でございますが、新築のこういう場合の内容としまして中ほどに整理いたしております。長浜市ですと3分の1の補助ということで限度額900万となっております。以下、金額なりその補助率が変わっているということでございますが、結果といたしまして自治会館建設補助事業につきましては合併時に長浜市の制度に統一するという形になってございます。

それと、自治会館の修繕改修補助事業の取扱いでございますが、代表例としましてバリアフリー化を挙げさせていただきます。これにつきましてはおおむね金額がほぼニアリーというふうでございますけども、これにつきましても今の自治会館建設補助事業と同様に合併時に長浜市の制度に統一するという内容にさせていただきます。

次のページでございます。ここから市民生活関連でございます。まず1つ目がごみの減量化推進ということで分別収集の取扱いでございます。長浜、虎姫、湖北、高月が湖北広域行政事務センターのほうで事務委託いたしておりますので、そのセンターのほうでやっております。分別の数が13次17品目という形になっておりますが、ただ、湖北町さんと高月町さんで単独でスプレー缶の分別作業をやっておられます。それと、木之本町さん、余呉町さん、西浅井町さんはそれぞれ直営ということで、それぞれの町が収集車をお持ちでございます。記載のとおり12品目あるいは11品目ということで分別収集業務をやっておられるという形になっております。その調整方針といたしまして、木之本町、余呉町及び西浅井町のごみの分別収集につきましては、合併時は現行どおり長浜市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。なお、湖北町及び高月町に関しましてはスプレー缶の分別でございますが、独自の分別については合併時に廃止するという形にさせていただいております。

それと、2点目が火葬場の施設管理運営の取扱いでございます。これも今のごみ分別と同様に長浜から高月までにつきましては湖北広域のセンターのほうで行っています。ただ、木之本、余呉、西浅井さんにつきましてはそれぞれ単独で火葬場を所有されておられて、その業務につきまして委託なり直営という形で行っておられるということで、設置の炉数につきましては広域センターが5基、それと木之本、余呉、西浅井町さんそれぞれ2基ずつ持っておられるという状況でございます。木之本、余呉町、西浅井町の斎場、火葬場の管理運営及び霊柩車の運行業務については合併後速やかに検討するとさせていただいております。3町の使用料金、霊柩車の運行範囲については湖北広域行政事務センターの制度を基準として合併時に統一するという内容なのでございますが、特に木之本町さん、余呉町さん、西浅井町さんの特に霊柩車運行の範囲でございますが、現在病院まで、その手法はいろいろでございますが、病院まで送迎されておられるということでございますけども、このとおり広域センターの制度を基準としてそういった分は廃止する、合併時に統一するという内容になってございます。

それと、下のし尿処理業務の取扱いでございますが、これも同様に経営主体が異なっております。ただ、この場合ですと長浜市、虎姫町、湖北町のみ広域センターということで、こういう形の処理をやっておられるということで、その手数料なりにつきましてまずし尿処理のほうですが、18リッターごとに195円、浄化槽の清掃業許可申請につきまして5,000円となっているところでございます。以下、衛生プラント組合につきましては高月から西浅井町のほうでございますけども、1リッターごとに9.45円となっているということで、18リッターに換算いたしますと170円程度になるということでございます。それと浄化槽の許可申請につきましても3,000円ということでございますが、し尿処理業務に係る手数料につきまして合併時は現行どおりとしまして、合併後3年以内に調整するという形になっております。

それと、ごみ処理の関係でございますが、一般廃棄物処分場の管理でございます。長浜から高月町さんまでは湖北広域のほうでクリーンプラントという施設の中で処理されておられますが、それ以外に余呉町さんのほうが施設を持っておられます。直営ということでやっておられます。調整方針でございますが、余呉町の一般廃棄物処分場については現行どおり長浜市に引き継ぎ、合併後速やかに管理運営について調整するというところでございます。

それと、ごみ焼却、粗大ごみの取扱いでございますが、特に可燃ごみ処理手数料でございます。湖北広域センターの中では10キロごとに4,000円ということでございますが、木之本、余呉、西浅井さんにつきましてはプラント組合の中で10キロごとに100円という形になってございます。調整方針でございますが、木之本、余呉町及び西浅井町のごみ焼却粗大ごみの処理手数料については合併時は現行どおりとして、合併後3年以内に調整するという形にさせていただいております。

それと、ごみの指定袋有料化の取扱いでございます。中ほどに小さな文字で書いてございますが、長浜から高月が湖北の広域センターということになってございますけども、この10月から有料化という形になってございまして、処分手数料が大袋45円、これは45リッターでございますが、中袋が30リッターで30円、それと小袋が20リッターで20円となっております。また1リッター当たり1円ということでございます。同様に伊香プラント組合のほうも35円ということでございます。35リッターということでございますが、1リッター当たり1円ということでございます。こういった関係もございまして、ごみ指定袋有料化については合併時に湖北広域行政事務センターの制度に統一するというので、差がないということセンターの制度に統一するという形でございます。

それと、5点目の福祉医療の関係でございますが、まず乳幼児に関する取扱いでございます。すべて1市6町とも保険診療の自己負担分の全額助成を行っているということで、合併時に長浜市の制度に統一するとなっております。

それと重心老人、あるいは母子、父子母子老人父子福祉老人、寡婦の関係でございますが、長浜市のみ全額助成ということで、1市6町のほうが一部負担をとっておられるということでございます。金額につきまして記載のとおりでございます。調整方針といたしましては医療費助成、重心、重心老人につきましては合併時に町の制度の助成内容が現行の長浜市の助成内容を上回る場合は合併年度の3月31日まで旧町の制度で給付を行うと。その他の場合については合併期日の属する年度内に長浜市の制度を基準に調整するとなっております。下の母子父子母子老人父子老人寡婦などにつきましても同様の内容ということでございます。

それと、次は低所得老人の関係でございますが、すべて自己負担金3割のうち2割を助成しているということで、合併時に長浜市の制度に統一するという内容になってございます。

それと、子ども医療の関係でございますが、特に入院された場合の医療費の取扱いでございますが長浜市それと湖北、高月のほうで全額助成という形になってございますので、すべて合併時に長浜市の制度に統一するというので実施されておられない町についてもそういう形で適用していくということでございます。

それと、国保の直営診療所の設置運営の取扱いでございますが、現在長浜市が2カ所、虎姫が1カ所、それと余呉町さんのほうが4カ所、それと西浅井町さんが3カ所と、こうなっておりますけども、虎姫町、余呉町、西浅井町の国保の直営診療所につきまして、合併時は現行どおり長浜市に引き継いで、合併後に運営方法の見直しを行うという形にさせていただきます。

次の、69ページでございますが、健康福祉関連でございます。1つが福祉バス運行事業の取扱いということで、運行形態が委託なり直営ということで異なっているわけでござ

いますが、福祉バスの運行事業につきましては合併時に長浜市の制度に統一するという形でございます。

それと、保育所に関することですが、保育所の設置運営の取扱いでございます。保育所の定員なりがここに中ほどに記載させていただいていますが、保育所の設置運営については合併時に長浜市の制度に統一する。ただし、虎姫町、余呉町、西浅井町については合併時までに長浜市の制度を例として調整すると、こうさせていただいておりますが、特にこの3町につきましては幼保一元というような独自の取り組みを行っているということもございまして、そういった内容も含めまして合併時までに調整いただくという内容にさせていただいております。

それと、保育料の徴収基準額の取扱いでございますが、1つの例としまして年間の所得税額が7万5,000円、それと3歳未満の保育料をここに挙げさせていただいております。長浜市が最も低いということで、2万8,000円ということで、最も高いところが木之本町さんの4万4,500円と、こうなっておりますが、結果としましては合併時は現行どおりにしまして、合併期日の属する年度の翌年度から長浜市の制度に統一するという形にさせていただいております。

それと、放課後児童クラブ開設事業の取扱いでございますが、実施状況につきましては木之本、余呉町さんを除いてすべて実施されているということでございます。合併時に長浜市の制度に統一するというところでございますが、ただし長期休業中の開設あるいはその開設場所等につきましては合併時までに調整させていただくという形にさせていただいております。

それと、次が予防接種補助事業でございますが、記載のとおり定期予防なり任意予防あるいはその他ということにつきまして、金額に大きな差はございません。そのとおりの金額になっているわけですが、ただ、一部実施されておられない地域もございます。こういう状況でございますが、基本的に合併時に長浜市の制度に統一してすべてこういう形で実施させていただくという形にさせていただいております。

それと、老人クラブの関係でございますが、単位老人クラブ補助事業でございます。補助額ということで年間の額をあげさせていただいておりますが、長浜市が3万5,000円から11万8,000円となっております。その他各町におきましてこういった形での補助額が出されておるわけですが、こういった補助につきましては合併時に長浜市の制度に統一させていただくということでございますし、それと老人クラブの連合会活動補助につきましても同様に合併時に長浜市の制度に統一するという形にさせていただいております。

それと、産業経済関連でございますが、2つございまして、農業農村整備事業あるいは造林間伐事業、林道整備事業に係る受益者負担の取扱いでございます。これにつきましては、農業農村の関係でございますが、合併時に長浜市の制度に統一するというところでございますが、一定経過措置ということがございまして、ただし合併前に採択された事業に係る受益者負担（率）については現行のとおり長浜市に引き継ぐという形にさせていただいております。同様に林業の関係の受益者負担につきましても、合併時に長浜市の制度に統一する。ただし合併前からの継続分については現行のとおり長浜市に引き継ぐという形にさせていただいております。

次の71ページでございますが、都市建設関連でございます。まず市道に関することでございますが、市道の認定なり変更、廃止の取扱いでございます。基準はすべて1市6町ともお持ちになっているわけでございますけれども、市道の認定、変更、廃止については市道路線の認定に係る基準については合併時に長浜市の制度に統一する。旧町で認定された道路は長浜市に引き継ぐ。なお、合併時までの新たな町道路線の認定については、長浜市の市道路線認定に係る基準をもとに協議するという形にさせていただいております。

それから、市町道の除排雪の取扱いでございますが、直営の延長なり委託の延長ということで中ほどに書かせていただいております。調整方針といたしまして市町道の除排雪につきましては合併時は現行のとおり長浜市に引き継ぎ、合併後より適切な体制になるよう検討するという内容でございます。

それと、次が住宅に関することということで、公営住宅の管理の取扱いでございます。これにつきましては長浜市、虎姫町、高月町、木之本町、余呉町のみ公営住宅をお持ちという形になっております。長浜市が356戸ということで最も多いということでございますが、続きまして虎姫町さんが182、木之本町さんが137という形になってございます。下のほうに滞納額というものも記載させていただいておりますが、調整方針としまして公営住宅の管理については合併時に長浜市の制度に統一する。ただし、入居者への周知を要する規定については1年間程度の周知期間を設ける。なお、合併時までに未収金の収納、適正な入居管理等に努めるという内容にさせていただいております。

それから、改良住宅の管理の取扱いでございますが、これにつきましては長浜、虎姫、木之本町のみ存在するというところで、虎姫町さんが319、それと長浜市が98、木之本町さんが20となっておりますが、合併時に長浜市の制度に統一するという形にさせていただいております。

それと、特定公共賃貸住宅ということで、これは唯一西浅井町さんがそういう住宅を設置されておられますけれども、この管理につきましては西浅井町の制度を例に合併時に調整するという形にさせていただいております。

それと、住宅使用料の関係でございますが、まず公営住宅の関係でございます。この公営住宅の使用料の算出に当たりましては、中ほどに記載のとおり長浜市が公営住宅法を基準としておりますし、高月町、それと余呉町もそういう形になってございますが、虎姫町さんなりそれと木之本町さんにおきまして一律減免という形をとっておられる分がございます。こういったことも踏まえまして、住宅使用料（公営住宅）については公営住宅法に定める規定に基づき算定するというところでございますが、ただし調整期間及び方法については合併時までに調整する。なお、合併時までに減免規定の是正に努めるという調整方針にさせていただいております。

次が改良住宅でございますが、これにつきましては固定の家賃ということになってございますが、住宅使用料については後ほど申し上げますが改良住宅の譲渡という問題がございます。譲渡するとした地区の住宅使用料については公営住宅法等に定める規定に基づき算定し、それ以外の地区にかかわる分については合併時現行のとおりとするとさせていただいております。

それと特定公共賃貸住宅でございますが、合併時に現行のとおり長浜市に引き継ぐとさせていただきます。

それと、次の改良住宅の譲渡の取扱いでございますが、現在の現況といたしまして長浜市が譲渡方針を策定してございます。虎姫町さんが既に譲渡を始めておられまして、現在取り組んでいただいているという状況でございます。木之本町さんが協議中となっておりますが、改良住宅の譲渡につきましては改良住宅の譲渡を促進するものとし、合併時までその促進対策について虎姫町の例を参考として検討するという内容にさせていただきます。

次に、農業集落、農村下水の関係でございますが、加入金負担金、工事負担金の取扱いでございます。これにつきましても処理戸数が中ほどに掲げさせていただいておりますが、徴収方法につきましても工事が行われたときにその負担額としてもらえるとか、それぞれの取組み方が違うわけでございます。それと、使用料につきましても下に3人世帯の月額ということで入れさせていただいておりますが、このように長浜が2,810円ということで、最も高いところが湖北町さんの3,600円という形になっております。こういう現況がございますけれども、まず加入金、負担金、加入負担金、工事負担金につきましては合併時は現行どおり長浜市に引き継ぎまして、これも合併後3年をめどとしまして統一に向けて調整するという内容にさせていただきます。

それと、使用料につきましても合併後3年をめどに統一に向けて調整するという内容でございますが、なお、減免措置につきましては合併時に長浜市の制度に統一するという内容で、減免措置のみ合併時に統一するという形になってございます。

それと、公共下水道の使用料の関係でございますが、ここでは一般排水、家庭排水等、排水のそれぞれの単価を書かせていただいております。若干差がございますが、長浜が家庭排水で2,705円、これは20立米でございますが。あと、若干高いところや低いところがございます。それと特定排水が長浜が230円、高いところで湖北町さんが266円となっておりますが、基本的に公共下水道使用料、減免措置を含むについては、合併時に長浜市の制度に統一するという形にさせていただきます。それと、受益者負担金でございますが、これも各市町で、余呉町さんと西浅井町さんは公共下水道がございませんので対象外となっておりますが、一般の1市4町の中ではこのように料金の額が異なっております。こういったことから、公共下水道受益者負担につきましては現行どおり長浜市に引き継ぐということでございます。なお、その徴収猶予基準でありますとか減免基準につきましては、農村下水道と同じように合併時に長浜市の制度に統一するという形にさせていただきます。

次に、水道に関するものでございますが、水道加入金の扱いでございます。処理が様々でございますが、長浜市の場合ですとびわ水道による上水道、それと浅井簡易水道、それと虎姫と米原市の旧近江町で結成いたしております長浜水道企業団が処理しておる旧長浜市分がでございます。それと、虎姫町さんが今申し上げました長浜水道企業団、それと湖北町さんは簡易水道ということで、6つの処理区がございます。それで、高月町さんが上水道、それと木之本町さんが上水道が1カ所、それと簡易水道が6カ所で、簡易給水が1カ所となっております。余呉町さんが簡易水道4カ所、西浅井町さんが簡易水道4カ所ということになってございますし、下のほうをご覧くださいますと、加入金の取扱いも様々でございます。いろんなパターンがあるということでございますし、そんな中でございますが、水道加入金については合併時は現行のとおり長浜市に引き継ぎ、合併後加入金の統

一に向けて調整するとさせていただいております。なお、湖北町、木之本町及び西浅井町につきましては、合併時までに町での加入金の統一を図るよう努めるという形になってございまして、まずそれぞれの3つの町の中で簡易水道それぞれで加入金が異なってくるということで、まず第一ステップとして調整の方針ということになってございます。それと水道料金の取扱いでございますが、これも10立米当たりの旧料金をあげさせていただいております。これにつきましてもさまざまでございます。こういったことから水道料金（各メーター賃借料）減免措置含むにつきましては合併時は現行のとおり長浜市に引き継ぎまして、合併後統一に向けて調整するとさせていただいております。なお、湖北町、木之本町は合併時までに町での使用料の統一を図るよう努めるという形にさせていただきます。

引き続きまして、73ページの教育関連でございます。幼稚園、小中学校設置に関することということでございますが、中ほどに幼稚園の数なり園児数、同様に小学校の児童数とかを掲載させていただいておりますが、基本的に幼稚園及び小中学校（通園通学区域を含む）については現行どおり長浜市に引き継ぐとさせていただいております。次に幼稚園に関することの幼稚園保育料の扱いでございますが、月額料金をここにあげさせていただいております。長浜市が4,500円となっておりますが、虎姫町さんと西浅井町さんが所得階層別の設定ということで、保育料で制度を置かれておられるということでございます。湖北町さんが、3,500円、高月町さんが3,500円、それと最も高い木之本町さんでございまして6,000円という形になります。余呉町さんが4,800円となっておりますが、幼稚園保育料、減免措置につきましては合併時に長浜市の制度に統一することでございますが、今申し上げましたように虎姫町、西浅井町さんにつきましては所得階層別の設定ということになってございますので、合併時までにそれを調整いただくという内容にさせていただいております。こういった保育料の減免措置につきましては、合併時に長浜市の制度に統一するというものでございます。そして幼稚園の保育年数の取扱いでございますが、木之本さんと高月町さんのみ3年保育を実施されておられないということがございます。他の町につきましては3年保育を実施しておられるわけでございますが、幼稚園保育年数につきましては合併時は現行のとおりとしまして、合併後高月町及び木之本町については長浜市の制度を基本に調整するという形にさせていただいております。

それと、3つ目の小中学校に関することでございますが、1点目が修学旅行補助事業でございます。長浜市が現在平成20年度は実施いたしておりますが、平成21年度から廃止という形になってございます。現在各6町とも実施という形になってございまして、金額もこちらのほうをご覧いただきたいと思いますが、それぞれ現物給付というバスという手段であったり、金銭給付であったりするわけでございますが、基本的に小中学校修学旅行補助事業につきましては廃止するというところでございます。ただ、激変緩和ということがございまして、ただし合併期日の属する年度の翌年度に限り経過措置を設けるという形にさせていただいております。

それと、小学校の英語教育の関係でございますが、これは唯一長浜市のみ13校で現在実施されておられるということでございますが、この事業につきましても合併時は現行のとおりといたしまして、合併後長浜市の制度を基本に速やかに調整するとさせていただいております。

それと、国際交流事業ということで、特に中学生を中心とした海外都市との交流事業が

展開されております。長浜市なり虎姫町、それと湖北町、それと木之本町さんで実施されておられるわけですが、その相手方が違うということもございますけども、生徒さんなりに対する補助額も異なっております。基本的にこういった事業でございますが、合併時に長浜市の制度に統一するというので、その実施方法につきましては合併後速やかに統一するという形にさせていただきます。

それと、通園通学の関係の通園バスの関係でございますが、運行形態が直営なり委託あるいは保護者の負担額がとる、とらないという状況がございますけども、金額が異なるという状況がございますけども、通園バスの運行につきましては現行のとおり長浜市に引き継ぐというもので、使用料につきましては長浜市の制度に統一すると。なお、添乗というのも行っておられるということもございますが、こういったことにつきましては合併時まで調整するとさせていただきます。

それと、スクールバスでございますが、これにつきまして長浜、それと木之本、余呉、西浅井で行っておられますけども、合併時は現行のとおりということで長浜市に引き継ぎまして、使用料そのものにつきましては長浜市の制度に統一するという形になってございます。つまり、長浜市は保護者負担なしということでございますが、余呉町さんが小学校、中学校、こういう金額をとっておられるというふうになりますけれども、基本的に長浜市の制度に統一するという形になってございます。

それと、学校給食の関係で、給食方式の関係が記載のとおりでございますが、湖北町さんのみ自校方式をとっておられます。長浜市他5町がセンター方式となっておりますが、木之本町さんと余呉町さんが協議会方式で共同して給食センター事業を行っておられるということでございます。給食の数は記載のとおりでございます。

それと、給食の範囲でございますが、大変細かい文字で恐縮なんですけど、基本的に長浜市が幼稚園児となっておりますけども、これは旧浅井、旧びわの区域に限っております。虎姫町さんが幼稚園児、児童、生徒、湖北町さんも同様でございます。それと高月町さんが幼稚園、児童、生徒となっておりますが、つつじ作業所というのにつきましては給食供与もやっておられるということでございます。木之本町さんが幼稚園児、児童、生徒、それと、余呉、西浅井町さんが同様でございますが、幼稚園児、児童、生徒でございますが、あわせまして保育園児につきましても給食を供与されているということで、こういった中の状況でございますが給食方式（センター・自校）及び給食の範囲につきましては合併時は現行どおり長浜市に引き継ぐという形にさせていただきます。

給食費の関係でございますが、記載のとおりでございますが、若干の差があるという状況でございます。合併時は現行どおり長浜市に引き継ぎまして、合併後統一を検討したいということでございます。

それと、給食費の会計処理ということで、市町の公の会計を通じた会計処理と給食会というものの中の会計処理という私会計処理方式が2つあるわけですが、こういった会計処理の方針につきましては合併時に長浜市の制度に統一するという内容になってございます。

最後でございますが、病院関連でございます。病院の運営に関するということと、その中で使用料、手数料の関係でございます。対象施設としましては市立長浜病院と湖北総合病院ということになるかと思っておりますけれども、その手数料あるいは使用料につきま

して、記載のとおり差がございます。

まず、手数料のほうでございますが、これにつきましては大きな差がないということでございまして、合併時に長浜市の制度に統一するというところでございますが、ただ、使用料につきましてはこのように施設そのものの目的とか面積でありますとか様々な要因がございますので、合併時まで調整させていただくという内容にさせていただいているということでございます。

以上が各種事務事業の取扱いについてのご説明でございます。

【川島議長】 協議32号につきましてご意見、ご質問はございますか。

【押谷委員】 各種事務事業の取扱いの調整方針につきまして、調整する、検討する、協議する、見直す、努めるという表現が使われております。それぞれにニュアンスの違いがあるかとは思いますが、また、これらの言葉の前に合併時まで調整するとか検討するとかということがつけば、これは合併時までですから、具体化するわけですから、合併後調整する、合併後検討するではいつのことかわかりません。積み残しのイメージを払しょくするためにもマニフェストをつくるように可能な限り調整方針を具体化していただきたいと思います。例えば2年を目途に調整するとなりますと、例えば2年以内に調整するならわかりますが、その間に官僚用語、実に巧妙に目途にという言葉挿入して言葉をあいまいにしようとする。だから、こういうことは可能な限りやめていただいて、具体的に調整する、検討する、協議する、見直す、努めるということをしていただきたいと思います。

【川島議長】 ご意見としてうかがっておきます。ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 そうでしたら、これも持って帰っていただいて協議することになりますから、次回の協議会で協議確認させていただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。

その他としまして、前回質問がありました、財産債務の取扱いにおいて協議を要する基金について本日配付している資料により事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、今日、机のほうに配付させていただきました参考資料というのがあるかと思えます。第2回、前回の任意合併協議会におきまして委員の方からの意見に伴いまして資料を提出させていただくというもので、第2回目の意見の要旨といたしまして、財産及び債務の取扱いに関しまして統合できない基金については協議するとあるが具体的にどの基金がどういう理由で協議が必要なのか、次回、つまり今回でございますが、協議会に資料の提出を求めるといったことがございましたので、本日こういう形で資料を提出させていただくというものでございます。事務局の判断ということよりも、各町のほうのご判断ということでございますので、あらかじめ6町のほうにこちらからご照会させていただきまして、その回答文をそのまま掲載させていただいているという体裁をとってございます。

ここで申し上げております基金でございますが、下のほうに枠組みがございますが、主な基金といたしまして財政調整基金ということで、年度間の財源の不均衡を調整するための基金がございます。それと減債。これは1市6町ともそれぞれこういう形で財政調整基金、減債基金というものをもちになっているわけでございますが、今般の眼目になって

ございますのが、特定目的基金というものがございます。これにつきましては一定の目的のもとに貯金していきこうということでその用途が限られるという基金でございまして、既に第1回の会議でも資料をお渡ししておりますが、さまざまな特定目的基金を設置するための条例を持っておられるという形になってございます。こういった特定目的基金につきましては、当然のことながら条例、議会の議決をもちまして条例を設置されておられるということでございます。

具体的な回答の内容でございますが、裏面のほうがございまして、2ページでございますが、虎姫町、湖北町、高月町さんについて特段協議をとする基金はないということでのご回答をいただいておりますが、木之本町さんにつきましては学校施設整備基金というものにつきまして、原資は一般財源でございますけれども、右側にその理由も記載いただいておりますように、危険改築対象施設である高時小学校並びに老朽化の著しい幼稚園等の改築計画をして、既に用地を取得して用地を管理している段階で、平成21年度以降に着手予定ということで、基金の存続を望むということでございます。ただ、ただし書きにございますように、統合された場合、内訳として本町の計画事業どおりに相当その配分基金が調整されるならば、これの基金は凍結するとの見解であるということでございます。

それと、余呉町さんが4つございまして、1つは丹生ダムの対策基金でございます。これは原資は丹生ダム建設に係る補償業務対策費、淀川水源地域対策基金交付金、それと公共補償金になってございますが、水源地域対策特別措置法に係ります水源地域整備計画事業及び丹生ダム建設の円滑な実施を目的としまして、丹生ダム対策に用途を限定された水資源機構からの補償対象措置費や財団法人淀川水源地域対策基金からの交付金等を充当して基金を造成されておられるということでございます。資金管理とともに基金を増設することで丹生ダム建設推進への対外的な意味を持たせるためということでの理由を記載いただいております。

次に、余呉町の周辺管理基金でございますが、原資が余呉湖の清掃対策措置費の補償金となつてございます。理由欄に書いてございますように、国営湖北農業整備事業（1期事業）によりまして、湖北地方一帯のかんがい用水補給のためにダム化されました余呉湖におきまして水位低下最大4.7メートルということでございますが、湖底露出から発生する藻、貝、魚の腐敗、ごみの堆積等の景観阻害を防止するためということで、国から清掃対策措置費の補償を充当して基金をぞうていされておられるということでございます。資金管理とともに基金を造成することで農業水利、利水による景観負荷軽減への対外的な意味をもたせるためということでございます。

それと、下のほうに町民プール維持費修繕基金、それと管理運営基金、それと西浅井町さんの夜間照明、それと斎苑施設整備基金がございまして、このいずれも先ほど電源交付金の取扱いでご説明しましたように、そういう原子力発電施設等の所在町に隣接するということで国なりから交付がされてございます。狭義的にはそういった国の取扱いによりまして当該町のほうに充当された、交付されたものにつきまして、その交付金を基金としてやっておられるということでございますので、基本的に交付金制度の中で他の基金とは別に管理して、毎年その職務状況なりを報告することが義務とされておることでございますので、こういった4つの基金につきましては特に国の取扱いということもございまして、そういった意味での統合できないということでの理由を申しあげられておられる

ということでございます。

以上、関連でございますが、ご報告ということで、資料の説明にかえさせていただきます。

【川島議長】 ただいまの件につきましてご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、その他、事務局から連絡等ありますか。

【事務局】 2点あるわけでございますが、第2回の任意合併協議会におきまして合併基本計画の策定案をお示しさせていただきました。その審議につきましては次回の第4回の協議会において審議をいただく予定にさせていただいておりますけれども、あらかじめ委員の皆様からのご意見とかご質問を頂戴いたしたいと思っております。既に前回から時間もたつてございますけれども、8月25日までにできたら事務局もしくは各町の事務担当がございまして、その者のほうに、特に様式は定めておりませんが、任意の様式で結構でございますので、委員の皆様のご意見なりご質問がございましたらあらかじめ提出をお願いいたしたいと、これが1点でございます。

もう1点でございますが、次回の協議会の開催でございますが、次第の下のほうにも記載させていただいておりますように、8月28日午後3時からということで、今度は場所が変わりますけれども、浅井文化ホールの小ホールのほうで開催させていただきたいと思っておりますので、またご参加のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【川島議長】 ありがとうございます。

その他、何かございますか。

【茂森委員】 長浜の茂森でございます。2点ございまして、先ほど財政の債務の件でご説明いただきましたように、もって財政計画の中で1点、9月に財政健全化法が施行されますね。これによって相当決算が変わってくると思っておりますけれども、これの制度の決算が各市町村でも出されてくると思っておりますね。やはりこれに基づいて再度決算を出してくる必要があるのではないかと。決算というか計画を出してくると。これは法定協議会に入ってしまう可能性もありますけれども、やはりこの資料はきちっと出していただいて、それを比較しながら議論をしていかないと、目新しい議論にならないと思っております。これは必ず出していただきたい。まずこれが1つ。

それから、もう1点の次回の8月28日ということですがけれども、長浜市は今、先ほど押谷さんが出されましたけれども、我々特別委員会というのを立ち上げました。第1回が22日です。この時間でこのまま進みますと、これだけの膨大な資料を議論していく場合に、一応分科会にも持っていきたく思っておりますので、果たしてこの28日に間に合うのかなという思いをしております。できればこれはもう少し延ばしていただきたいと、かように思うわけでございます。これはほかの方、町はどうなんだろうかね。やはりこれだけ膨大な資料をどんどんと我々の頭の中に詰め込むといってもなかなか難しい。やはり私はこの合併については長浜市としては統一した長浜市の議会としての見解をきちっと出していきたくということからやっていますと、もう少し時間が欲しいなど、こういうことでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

【川島議長】 28日というのはあらかじめ開催期日の予定でありましたので、それで

1回、2回も相当膨大な資料であったわけですが、各議会で消化してここへ来ておられるんですが、今回の茂森議長の、ほかの町はいかがでしょう。

【藤井委員】 今、長浜の茂森様から財政健全化のことについて研究を行わなくちゃならないというご意見がございましたけども、この財政健全化に基づくその意見調整を9月議会に合わせて取り出してくるというのは、そうしますと、今、法定協になってしまうかもしれないとおっしゃったんですけど、その辺、任意協で議論をするのか、それとも法定協に立ち上げた時点で議論するのか、ここを一度、重大な議論になると思いますので、少し意見調整していただけないでしょうか。

【川島議長】 財政計画というのは新しい4つの指標による数字でしょう。

【茂森委員】 そうです。

【川島議長】 あれは一応大体試算してはあるんですけどね。

【茂森委員】 大体ですか。

【川島議長】 大体というか、わかる数字で。

【茂森委員】 できればやっぱり任意協議会でするのが一番いいですね。

【押谷委員】 任意協議会はあと2回くらいでやってもらわないと、これ以上は参加できません。

【川島議長】 いかがでしょうか。

休憩します。休憩します。

(休憩)

【川島議長】 そうしたら、今財政計画につきましては各町とも28日までに出すそうですが。

【事務局】 先ほどの1点目の、2つご質問がありましたように、1つは今の財政健全化法に対する指数でございますけども、今監査委員でおそらく各町とも監査をされて、次の議会に提案されるということになりますので、8月の次回に間に合えばその指数については提示できると思いますし、場合によっても9月の初めまでにはおそらく。

ただ、2点目の財政シミュレーションについては、さっきの前提条件の中で平成19年度の決算見込額を基本に出していますので、今の財政健全化法とのシミュレーションはリンクして何か大きく変わるということにはならないと思います。ただ、数字的にはもちろん確認をさせていただきます。

以上でございます。

【川島議長】 そうしましたら、今長浜議会で言うておりましたあと1回ではちょっと時間がないというお話ですが。

今質問しましたところ、28日には協議23号についてやっていくわけですが、できるだけ消化して、そしてできないのを9月上旬にもう1回やるということで長浜議会と話がつきましたので、その具体的な期日は後ほどまた連絡しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。皆様のご協力をおもちまして、本日の任意合併協議会がスムーズに進行されたことを改めて御礼申し上げます。閉会といたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。